

毎週火、金曜日発行(但休日に当る。きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 秘書課等の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十
九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる秘書課並
びに総務部各課の定期監査を執行したので、その結果を
次のとおり公表する。

昭和三十六年五月一日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	荻 原 治 郎
同	井 上 善 一

堀 江 実 藏

執行年月日

昭和三十五年十一月一日

十月二十六日

二十七日

二十九日

十一月一日

四日

監 査 個 所	同
秘 書 課	同
地 方 課	同
総 務 課	同
人 事 課	同
会 計 課	同
企 画 広 報 課	同
統 計 課	同
財 政 課	同

秘 書 課 昭和三十五年十一月一日監査

監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

一 課長ほか五名で知事に対する陳情の取次その他秘書
全般の事務処理につとめていた。

地方課 昭和三十五年十月二十六日監査

同 監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 新市町村建設促進費補助金は、二八、三六〇千円で、うち前年度繰越事業費二、六〇九千円(計画調整分二五九千円、施設整備分二、三五〇千円)を考慮すると、本年度事業費は二五、七五一千円であるが、事業年度内執行遅延により六、五八〇千円(計画調整分一三〇

千円、施設整備分六、四五〇千円)翌年度に繰越しているほか、前年度より繰越した計画調整分二五九千円を不用額としている実態等からして、本事業における施設整備及び計画調整事務が毎年遅れているので、これが促進につき格別なる指導の徹底を期すべきである。
二 最近の市町村決算における、予算繰越、支払繰延等を勘案した実質収支の状況は、

区分	三二年度		三三年度		三四年度	
	数	金額	数	金額	数	金額
黒字団体	三四	五〇、三六二 <small>千円</small>	三二	六三、四二六 <small>千円</small>	三三	八〇、九六三 <small>千円</small>
赤字団体	一三	△七五、四〇七	一一	△四八、三一六	八	△三四、一七六
計	四七	△二五、〇四五	四四	一五、一一〇	四一	四六、七八七

で、逐年財政の好転を示してきたことは結構であるが、個々の状況を見ると前年度より赤字額が増加しているもの、黒字額の大巾な減少等が見受けられるので、さらに、財政実態に即した重点的指導に努力された

い。
三 昭和三十四年度決算見込による市町村税の徴収状況は、調定額に対し八六・六%(国保を除く)で、全国平均八七%をわずかに下廻っているが、これが内容を

見ると現年度分九三・三%、過年度分六九・九%、滞納繰越分四四・三%で過年度分及び滞納繰越分が低調である。また国保関係の徴収状況は調定額に対し、八三・二%(現年度分八九・五%、過年度分六一・〇%、滞納繰越分四〇・六%)であるので、これ等収納率の向上につき指導の徹底を望む。

総務課 昭和三十五年十月二十七日監査

同 監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 現在集中管理している自動車は、国産車一、ジープ一、外車九、トラック一、計一二台であるが、この内外車は修繕部品の入手難、燃料の多量消費等その維持管理費が割高となつているので、国産車への計画的切替えが望ましい。

二 県公報印刷単価は一小口につき、三三年度九六銭八厘、三四年度一円〇五銭、三三年度一円一五銭で逐年増額しているが、また原価額を下廻り独立採算制によ

る県印刷事業経営の合理化に支障となつている。速かな是正措置が望まれる。なお公報収入未収額(過年度分)は一八件一一、一〇〇円で、このうちには二六年度分で所在不明、解散等のものがあるが、何れも早期整理されたい。

三 近時私立学校が逐次設立され、学生の急増に伴つて更に増設又は拡大の傾向にあるが、これが監督については充分配りよし教育上遺漏なきを期されたい。なお三三年度において補助金五五万円を三学校に交付しているが、これが支出については目的を一層明確化すべきである。

人事課 昭和三十五年十月二十九日監査

同 監査委員 松本利治
同 萩原治郎

一 組織機構の合理化と職員の適正配置については、常に周到留意し、即応措置する如く配慮されたい。また心理判定員及び社会福祉主事等、格付又はその他優遇

措置することが適切と認められるものがあるので検討考慮を望む。

二 自治研修所の整備と予算の執行については、同所の定期監査で述べたとおりである。

會計課 昭和三十五年十月二十九日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎

一 各かいにおける収支計算書は翌月一〇日まで提出することになつては、かなり遅延、会計公簿の記帳整理に支障を来している、これが提出期限履行につき指導徹底の要がある。

二 印刷事業については、当所監査で指摘の通り経営体制の根本的再検討の要がある。

三 物品の保管管理、活用、処分配意すべきものである、これが指導の徹底を期されたい。

四 用品調達事業については、品目の拡大措置による予算の効率的執行と、本事業利用の徹底につき考究善処されたい。

五 税外未収額状況は次表のとおりで、前年度に比較し百八十万余円増加している。未収金処理費として三十五年において二十三万余円支出しているが、これが効率的執行と関係各課を督促し、早期整理につき一層努力の要がある。

内訳	年度別		増減額	備考
	三三年度	三四年度		
内訳	三三年度	三四年度	増減額	備考
負担金	三、六八九、九八六円	三、九一二、六八四円	二二二、六九八円	
使用料及手数料	一、〇二五、二二六	八八五、九五〇	△一六九、二六六	
雑収入	七、〇四六、三二六	八、七九六、七一六	一、七五〇、四〇〇	

年度別	年度別		増減額	備考
	三三年度	三四年度		
計	三三年度	三四年度	増減額	備考
現年度分	五、八六五、一九三円	七、七〇〇、一五七	△三〇八、三二六円	
現年度分	六、一七三、五〇九円	五、五八八、〇〇九	二、一一二、一四八	
現過年度別	三三年度	三四年度	増減額	備考
過年度分	五、五八八、〇〇九	七、七〇〇、一五七	二、一一二、一四八	
計	一一、七六一、五一八	一三、五六五、三五〇	一、八〇三、八三二	

企画広報課 昭和三十五年十一月一日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎

一 中国地方開発法の制定及び未開発地域の国庫負担法の改正に関連する諸般の措置、中海日野川総合開発策定、美保基地拡張、智上線実現等の諸問題並びに重点施策及び重要機構改革に伴うこれらの効果測定等に遺漏なきを期されたい。

一 県独自の調査費は、県民所得調査三二七、二二二円、特定物資流通調査一一九、九八九円で、所得推計、資料の集収等に支障を来している。これが経費の確保につき検討の要がある。

統計課 昭和三十五年十一月一日監査
 監査委員 松本利治

財政課 昭和三十五年十一月四日監査
 監査委員 松本利治
 同 萩原治郎

一 予算編成において、歳入見積の的確化、事業効果を勘案した予算額の適正化並びに各種事業進行に伴う予

算令達の適期等なお検討改善に一層の努力を望む。
二 県有財産の管理状況は充分と認め難いので、管理体制の確立整備を図つてこれが万全を期されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物
発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月極一三〇円(配達料共)〕 印刷所 県